

## 金融商品販売等の勧誘方針

### お客様への勧誘に対する当社の基本姿勢

お客様の知識、投資の経験・財産の状況・投資目的(当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的)等を総合的に踏まえ、適切な勧誘及び説明をするよう努めます。

### お客様への勧誘の方法及び時間帯

お客様のご迷惑とならないよう、勧誘を行う時間帯、場所、方法について十分に配慮するよう努めます。

お客様のご都合にあわせた時間帯、方法、場所での勧誘を行うよう努めます。

### 適正な勧誘の確保

お客様の誤解を招くことがないよう、正確な情報を提供することに努めます。

お客様に「金融サービスの提供に関する法律」に係る重要事項を正しくご理解いただくことに努めます。

お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただくために、商品内容やリスク等について十分かつ正確なご説明を行うことに努めます。

勧誘および情報提供にあたっては、常にお客様の利益に配慮し、関係法令、諸規則を遵守します。

お客様に適正な勧誘を行うため、社内体制の整備、社内教育・研修の充実に努めます。

## 金融商品取引法に基づく広告等の表示

当社が取り扱う商品あるいは当社が提供する業務は広汎かつ多種多様であり、これらに関する手数料、報酬、諸費用等(以下「手数料等」といいます。)につきましては、対象商品の種別、当社が行う業務の種別、契約期間等の諸事情を勘案のうえ、必要な手数料等の種類及び金額等を個別に決定せざるを得ないことから、その手数料等の金額や計算方法について予め表示することはできません。個別の商品あるいは当社業務に関する手数料等につきましては、当社担当者にご確認下さい。

当社が取り扱う「不動産の信託受益権」、「匿名組合出資の持分」等の金融商品は、原資産である不動産の価格および賃料等の変動、金利の変動等により、損失が生じるおそれがあります。また、元本保証および利回り保証のいずれもありません。投資した有価証券の価値が投資元本を割り込むリスクは、お客様が負うことになります。個別商品にかかるリスクにつきましては、当社が事前に交付する書面等により、契約内容を十分にご検討、ご確認下さい。

A. P. アドバイザリー株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3254号

第二種金融商品取引業、投資助言・代理業

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 会員

一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員

## 特定投資家制度における期限日について

当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づく特定投資家制度における、「期限日」の取扱いについて、金商法第34条の3第2項及び第34条の4第6項の規定に基づき、次の通り公表します。

金商法では、お客さまは、「特定投資家」と「一般投資家」に区分されますが、お客さまのお申出により一定の手続きを経て、「特定投資家」から「一般投資家」に移行できる場合、または、「一般投資家」から「特定投資家」に移行できる場合があります。

一般投資家から特定投資家へ移行した場合の「期限日」を以下のとおりといたします。

### **期限日：移行後最初に到来する8月31日**

「期限日」を過ぎますと、一般投資家から特定投資家へ移行したお客さまは、一般投資家区分に戻ります。投資家区分の移行の継続を希望される場合は、期限日到来前に更新の手続きをお取りいただきますようお願いいたします。

以上